



事務所だより 3月号

西田成希税理士事務所

浅春の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

あっという間に3月になりました。確定申告は、3月15日まで。今年の確定申告は、スポットのお客様が多くて例年より慌ただしいです。

不思議なものでスポットのお客様が全員、被相続人から相続した不動産を売却された方でした。スポットのお客様は、全くお会いしたことが無い方なので、正直緊張します。不動産を売却した場合、譲渡所得という区分になるのですが、この譲渡所得には様々な特例があり、特例を使えるかどうかで、ずいぶん税金が違ってきます。特例を使えるかどうかの確認のために、被相続人との関係や過去の事情を聴かないといけないことがあります。その辺りデリケートな部分も多く、聞き方がとても難しいです。幸い、今回のお客様は皆さん快くお話していただいて、すごくありがたいです。



しかし、たまたまだとは思いますが、被相続人が高度成長期に手に入れた不動産を売却する方ばかり。なんとなく時代を感じます。相続人であるお客様は実家を離れて、新しく家庭を築いています。両親が亡くなった後、実家をどうするか…。今回のお客様は、悩んだ末の売却でした。このような事例は、今後ますます増えるのでしょうか（他人事ではない…(・_・)）。被相続人が住んでいた家屋の多くが空き家になるかもしれません。2015年5月には「空き家対策特別措置法」も施行されましたが、政府や政治家にはしょうもないことばかりせずに「しっかりしろ」と言いたいです。なんか今回は難しくなっていましたね(^_^;)。

では、事務所だより3月号をお送りします。インフルエンザは何とか乗り切りましたが、今度は花粉症です。2月に入ったとたんに症状が出始めました。今年の飛散量は例年より多めという予報です。皆様もお気を付け下さい。

いろんなところへ行ったので、あっちでパチリ、こっちでパチリです(^^)。かと言って観光している時間はないんですよ(;_;)。

インフルエンザは何とか乗り切りましたが、今度は花粉症です。2月に入ったとたんに症状が出始めました。今年の飛散量は例年より多めという予報です。皆様もお気を付け下さい。



☆ お知らせ (2019年3月の税務)

| 期 限 | 項 目 |
|-------|---|
| 3月11日 | 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 |
| 3月15日 | 前年分贈与税の申告 (申告期間: 2月1日から3月15日まで) |
| | 前年分所得税の確定申告 (申告期間: 2月18日から3月15日まで) |
| | 所得税確定損失申告書の提出 |
| | 前年分所得税の総収入金額報告書の提出 |
| | 確定申告税額の延納の届出書の提出 (延納期限: 5月31日) |
| | 個人の青色申告の承認申請 (1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内) |
| | 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告 |
| 4月1日 | 国外財産調書の提出 |
| | 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告 |
| | 1月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> |
| | 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税> |
| | 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税> |
| | 7月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) |
| | 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税> |
| | 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税> |

☆ 2017年度の相続税の調査次席が公表される

国税庁は、2017事務年度(2018年6月までの1年間)の相続税の調査事績を公表しました。

それによりますと、2015年中に発生した相続を中心として、申告額が過少なものと申告義務がありながら無申告と思われるものなど1万2,576件(前事務年度比3.8%増)を実地調査し、そのうち83.7%にあたる1万521件(同6.0%増)から3,523億円(同6.9%増)の申告漏れ課税価格を把握して、加算税107億円を含む783億円(同9.3%増)を追徴課税しました。

実地調査1件あたりでは、申告漏れ課税価格2,801万円(前事務年度比3.0%増)、追徴税額623万円(同5.3%増)となりました。

また、申告漏れ額が多額だったことや故意に相続財産を隠ぺいしたことなどにより重加算税を賦課した件数は1,504件(同15.7%増)となり、その重加算税賦課対象額は576億円(同6.7%増)、重加算税賦課割合は14.3%(同1.2ポイント増)となりました。

申告漏れ相続財産の内訳をみてみますと、「現金・預貯金等」が1,183億円(前事務年度1,070億円)と最多、以下、「有価証券」が527億円(同535億円、構成比15.2%)、「土地」が410億円(同383億円、同11.8%)、「家屋」が62億円(同56億円、同1.8%)、「その他(不動産、有価証券、現金・預貯金等以外)」が1,289億円(同1,189億円、同37.1%)となりました。

無申告事案は、前事務年度より25.2%多い1,216件の実地調査を行い、そのうち84.3%にあたる1,025件(前事務年度比36.5%増)から987億円(同14.0%増)の申告漏れ課税価格を把握し、88億円(同27.7%増)を追徴課税しました。

国税庁は、海外資産関連事案についても資料情報や相続人・被相続人の居住形態等から海外資産の相続が想定される事案などを積極的に調査しており、2017事務年度に1,129件(前事務年度比23.1%増)の実地調査を行い、そのうち134件(同14.5%増)から海外資産に係る申告漏れ課税価格70億円(同32.5%増)を把握しました。

相続問題、民法の改正もあります。これからますます重要になってきますね。

☆ ふるさと納税の法規制は6月から

「ふるさと納税」の新たな規制ルールが、今年6月から実施されます。税優遇が適用される寄付先を総務省による認定制に改め、「返礼品の価値は寄付金額の3割以下」「返礼品は地場産品に限定する」という基準を満たさない自治体を税優遇の対象から外します。自治体間による「寄付争奪戦」に歯止めがかからないとして、法規制による強権発動に踏み切った形です。

ふるさと納税制度は、任意の自治体に寄付をすると、一定額まで住んでいる土地に納める税金が控除されるというもの。実質手数料の2,000円のみで高額な返礼品が獲得できるとして、納税者の人気を集めてきました。

政府が閣議決定した税制改正大綱では、この制度の対象となる自治体を総務大臣による指定制に改めるとしました。その条件として、①返礼品の返礼割合を3割以下とすること、②返礼品を地場産品とすること——と掲げ、自治体がこれらの基準に適合しない返礼品を送ったときは、総務大臣は指定を取り消せると盛り込みました。指定が取り消されると、寄付した人は税優遇を受けられず、純然たる寄付となってしまうわけです。これらの改正は、今年6月1日以後に行われる寄付に適用されます。

これから法規制が実施される6月に向けて駆け込み寄付が増えていきそうですが、すでに多くの自治体では高額返礼品の見直しを進めているため、「お得」な返礼品は日に日に少なくなりつつあります。今年に限ってはなるべく早めに寄付をしてしまったほうがよさそうです。

☆ 消費税の改正 請求書の記載内容も変わります

仕入税額控除の適用を受けるために、現行制度下では帳簿及び請求書等の保存を要件とする請求書等保存方式が採用されています。軽減税率制度の実施に伴い、2019年10月1日からは区分記載請求書等保存方式が、2023年10月1日からは適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

◆ 区分記載請求書等保存方式

2019年10月1日以降の取引については、飲食料品等に軽減税率が適用され複数税率となることから、消費税の税額計算を適正に行うためには、税率ごとに区分経理を行う必要があります。従来の請求書等保存方式の内容を基本的に維持しつつ、区分記載請求書等保存方式においては、帳簿及び請求書等の現行の記載事項に加え、課税仕入れに係る資産又は役務の内容について軽減税率の対象である場合には「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載が必要とされます。また、資産の譲渡等の対価の額の合計額についても、税率ごとに区分することが必要となります。これら新たに加えられる記載事項については、請求書等の交付を受けた事業者が追記することも認められています。

◆ 適格請求書等保存方式

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」又は「適格簡易請求書」の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは適格請求書発行事業者に限られます。適格請求書発行事業者になるためには、税務署長に登録申請書を提出して登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

保存する帳簿及び請求書等の記載事項は、帳簿については区分記載請求書等保存方式と変わりませんが、「適格請求書」及び「適格簡易請求書」については区分記載請求書等の記載事項に加え、登録番号、税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率、消費税額等の記載が必要となります。

軽減税率制度実施後の一定期間は、税率の区分計算が困難な中小事業者を対象とする税額計算の特例が設けられます。制度の概要、自社への影響を理解したうえで対応準備をしておきましょう。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488